おおいた森・人・癒しの会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大分市森林セラピー事業の運営について、おおいた森・人・癒しの会規約(平成28年6月13日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(服務)

- 第2条 会員の服務について、次のとおり定める。
 - (1) 森林セラピーガイド、森林セラピスト、特別企画における講師及びインストラクター等は、業務の実施に際しては、森林セラピーロードにおける利用者(以下「利用者」という。) の安全と健康を優先する。
 - (2) 腕章の着用をはじめ、ガイドとして相応しい服装で従事する。
 - (3) 利用者には、ガイドとして相応しい丁寧な言葉で対応する。
 - (4) ガイドの業務に従事できる者は、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ が認定する森林セラピーガイド又は森林セラピストの資格を有する者とする。
 - (5) ガイドの業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務)

- 第3条 業務に際しては、以下の点に配慮し、円滑な遂行を図る。
 - (1) 利用者への配慮と業務の充実を図るため、事前に森林セラピーロードの下見を行い、安全確保に努めることとする。
 - (2)業務に先立ち、利用者の年齢・性別・人数・要望などの情報を基に、森林セラピープログラムを作成し、業務の充実を図る。
 - (3)業務の一般的な流れとして、はじめにガイド等の自己紹介・活動概要の説明・服装や健康のチェック・ストレッチ体操・諸注意等を行う。活動の途中で適度に休憩し、疲労回復を図る。活動終了時には、利用者と共に活動を振り返る。
 - (4)業務終了後には、出来る限り速やかに日報(別記様式)を作成し事務局に提出する。提出には所定の用紙を使用し、振り返りを含めたフィードバック項目を記入する。
 - (5) 風雨・災害等に伴う業務の計画変更については、関係者で協議し、決定する。

(ガイド料金等)

第4条 事務局は、利用者が支払うガイド料金等について、イベントごとに予算書を作成し、事務局長決裁を受けることとする。

(ガイド報酬等)

第5条 事務局は、会員が業務を遂行して受け取る報酬について、イベントごとに精算書 を作成し、事務局長決裁を受けて確定することとする。

(報酬等の支払方法)

- 第6条 前条に規定する報酬等の支払い方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)報酬等は、現金払いとする。
 - (2) 報酬等は、月末締めの翌月定例会までの支払いを原則とするが、急を要する場合はこの限りでない。

(保険)

第7条 業務を行う際には、大分市市民活動等保険に加入する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年6月13日から施行する。

附則

この細則は、平成29年6月1日から施行する。